島根県『環境農業』推進協議会設置運営要領

第１　目　的

島根県『環境農業』推進基本方針に基づく本県の『環境農業』の推進に関して、幅広い立場からの意見を反映するため、「島根県『環境農業』推進協議会（以下「協議会」という。)」を設置する。

第２　協議事項

（１）農業における環境保全意識の啓発に関すること。
（２）持続農業法に基づく導入指針の策定と環境保全型農業技術の普及、定着化に関すること。
（３）有機農産物、エコ農産物の生産・流通・消費拡大に関すること。
（４）エコロジー農産物（加工食品）推奨制度に関すること。
（５）エコロジー農産物（加工食品）推奨制度の審査基準に関すること。
（６）その他、『環境農業』の推進に必要な事項に関すること。

第３　構　成

（１）協議会は委員１５名以内で構成し、委員の任期は２年とする。
（２）委員は次に掲げる者の中から知事が委嘱する。
①学識経験者
②消費者
③生産者及び加工食品製造者
④食品流通業者
⑤関係団体
（３）協議会には必要に応じ委員以外の者に出席を依頼し、意見を求めることができる。
（４）主に第２の（２）の協議事項について検討するため協議会の下部組織として技術検討委員会を置き、関係行政機関及び関係団体により構成する。

第４　運　営

（１）協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
（２）会長は協議会用務を総括し、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。
（３）技術検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は農業技術センター技術普及部有機農業普及課長、副委員長は農林水産部農産園芸課有機農業グループリーダーをもってあてる。
（４）委員長は委員会用務を総括し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。

第５　雑　則

協議会及び委員会の庶務は、農林水産部農産園芸課において処理する。

第６　その他

この要領に定めない事項は、協議会及び委員会において別に定める。

附　則

１　この要領は平成１１年１１月４日から施行する。
２　平成９年２月３日施行の「島根県環境にやさしい農業推進協議会設置運営要領」は、この要領をもって廃止する。
３　一部改正、平成１４年５月１日とする。
４　一部改正、平成１６年１１月２２日とする。
５　一部改正、平成１７年４月１日とする。
６　一部改正、平成１９年１月４日とする。
７　一部改正、平成１９年１１月２６日とする。
８　一部改正、平成２５年１２月２日とする。
９　一部改正、平成２７年４月１日とする。